

社援地発第 0630 第 1 号
環 第 2206292 号
令和 4 年 6 月 30 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市 環境行政主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
環境省大臣官房環境計画課長
（ 公 印 省 略 ）

重層的支援体制整備事業と地域循環共生圏に関する施策との連携について

今般、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 52 号。以下「改正法」という。）により改正された社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援の 3 つの支援を一体的に実施する事業（以下「重層的支援体制整備事業」という。）が創設され、令和 3 年 4 月 1 日から施行されました（別紙 1 「1. 地域共生社会」、「2. 重層的支援体制整備事業における 3 つの支援」を参照）。

他方、環境省においては、第 5 次環境基本計画（平成 30 年 4 月 17 日閣議決定）で「地域循環共生圏」を提唱し、自分たちの足元にある地域資源を活用し、環境・経済・社会を良くしていくビジネスや事業といった形で社会の仕組みに組み込むとともに、例えば都市と農村のように地域の個性を活かして地域同士で支え合うネットワークを形成していくという、「自立・分散型社会」を形成する取組を進めており、重層的支援体制整備事業が目指す「地域共生社会」と目指す方向性を同じくするものです。

このため、重層的支援体制整備事業と地域循環共生圏に関する施策との連携について、下記のとおり通知しますので、貴職におかれては、十分に御了知の上、民生部局と環境部局において積極的に連携して取組を推進していただくとともに、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び関係機関等に周知いただくようお願いします。

なお、本通知は、重層的支援体制整備事業と地域循環共生圏に関する施策の連携に関する内容を通知本文とし、重層的支援体制整備事業等の内容や両者連携の際のより詳細な説明を別紙とする構成を採っているため、必要に応じて別紙

を参照いただくようお願いします。

最後に、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添えます。

記

1 地域循環共生圏に関する施策との連携

地域循環共生圏づくりに当たっては、地域の活力が最大限に発揮されることを目指し、地域資源を活かした自立・分散型の社会の形成と、地域の特性に応じて補完し支え合うことが重要である。他方で、重層的支援体制整備事業の実践に当たっても、福祉サイドにおける本人・世帯を中心とした個別の相談支援から始まるアプローチと、地域住民の興味・関心を中心に据え、まちづくりから始まるアプローチとが出会い、重なる「プラットフォーム」を作ることが重要である。このためには、分野を超えた「地域生活課題」について包括的に相談に応じ、関係機関と連携調整を行う体制づくりが必要である。例えば、地域におけるバイオマスを活用した発電・熱利用は、化石資源の代替と長距離輸送の削減によって低炭素・省資源を実現しつつ、地域雇用の創出等にも寄与することが考えられるが、雇用の場の一部を「中間的就労の場」として切り出すことで、重層的支援体制整備事業における支援対象者の社会参加の場として活用することも期待される。また、地元野菜の有効活用やフードロスの削減を目指す取組の一環として、複雑・複合化した課題を抱える者の居場所において提供される食材として利用するだけでなく、支援対象者が担い手となって運営するなど、地域循環共生圏に関する施策との連携により、「支え手」「受け手」を超えた地域共生社会の実現がより一層具体化することが考えられる。

現在、環境省における「地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業」を活用して、地域循環共生圏の創造に取り組む活動団体が各地域において活動しているところであるが、こうした団体等とも連携・協働することにより、地域循環共生圏に関する施策との連携を推進すること。

2 相互理解の促進について

地域循環共生圏の所管部署と福祉部局や支援関係機関との間の相互理解を深めるため、相互に日常的な連携（双方の制度を理解するための研修の実施、情報共有の機会や連絡調整担当の設定等）を確保するよう努めていただきたいこと。

都道府県については、市町村における重層的支援体制整備事業を含む地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供等の援助を行う責務を有しているこ

とを踏まえ、研修の実施や支援関係機関間のネットワーク構築支援等の必要な支援を継続的に行うとともに、地域循環共生圏に関する施策との連携事例等に関する情報について、各都道府県域内での共有に努めていただきたいこと。
(別紙中「４．重層的支援体制整備事業との連携」、「５．（２）相互理解の促進」を参照）。

以上

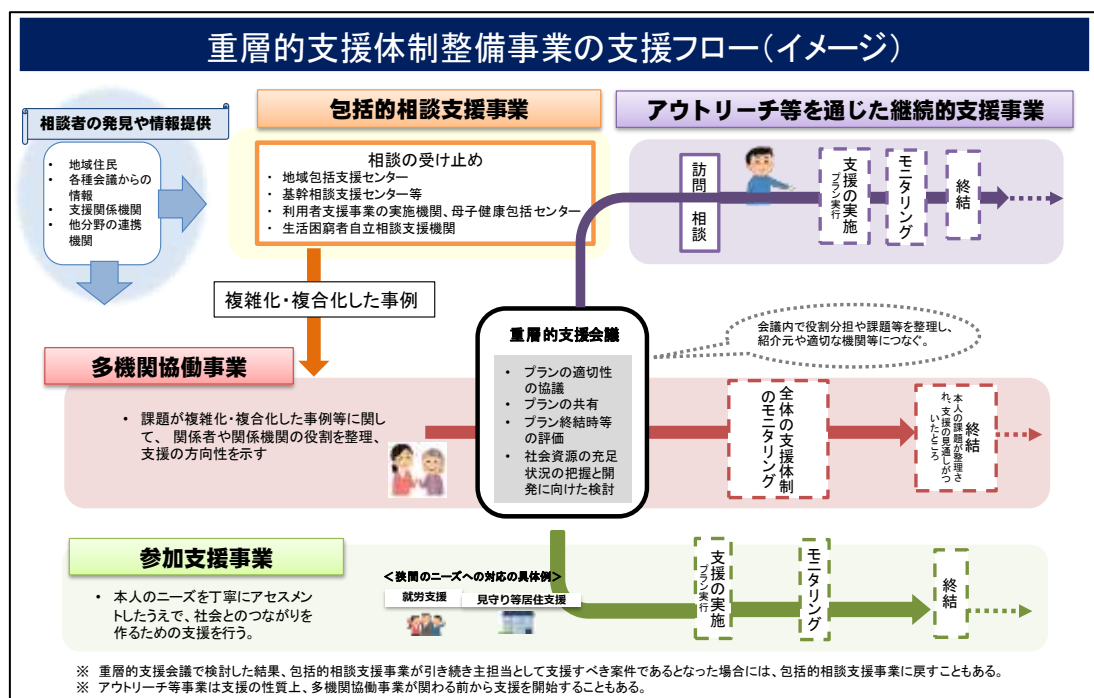
<別紙 1>

1. 地域共生社会

地域共生社会は、日本の社会保障制度の成り立ちや、個人の抱える課題の複雑化・複合化といった社会の変化を踏まえ、制度・分野の枠や、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会のつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的なコミュニティや地域社会を創るという考え方である。

2. 重層的支援体制整備事業における 3つの支援

3つの支援の内容は、個別支援の観点から、相談支援によって属性を問わず包括的に相談を受け止め、支援関係機関全体で支援を進めるとともに、参加支援を通じて、本人や世帯の状態に寄り添い、社会とのつながりを段階的に回復する支援を実施しつつ、地域を面で捉えた地域づくりに向けた支援によって、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する環境整備を実施することで、個別支援と地域に対する支援の両面から、人と人のつながりを基盤としたセーフティネットを強化するものとなる。



3. 地域循環共生圏に関する施策

(1) 地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業

「第五次環境基本計画」(平成 30 年 4 月閣議決定)で提唱した「各地域がそれぞれの保有する地域資源を活かした自立・分散型社会を形成することで、環境・経済・社会の統合的向上を実現した「地域循環共生圏」の創造を目指し、各地

域における地域循環共生圏プラットフォームの形成を支援する。

【参考】 環境省ホームページ 地域循環共生圏ポータルサイト

<http://chiikijunkan.env.go.jp>

（２）実践地域登録制度

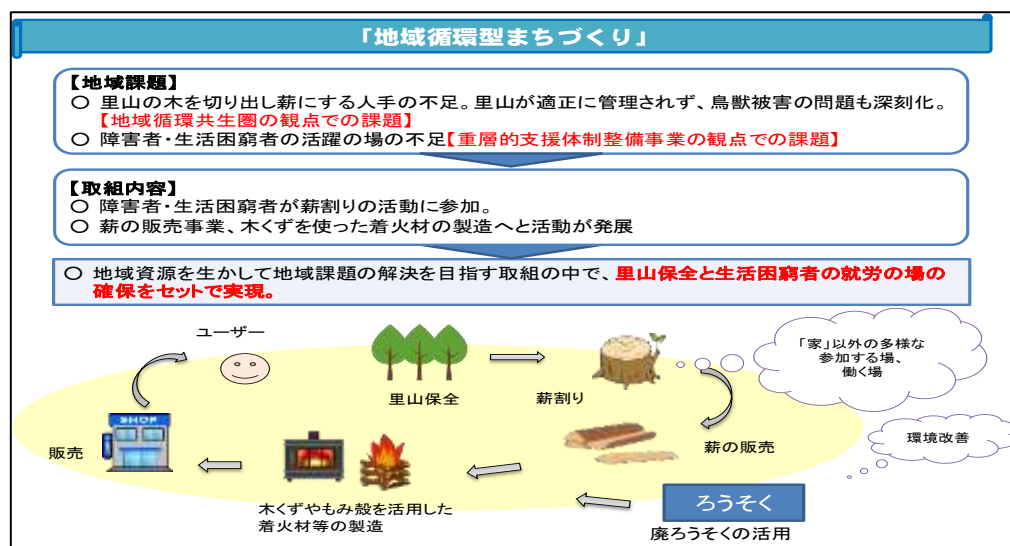
地域と企業等の協業により地域の課題解決を推進し、全国各地における地域循環共生圏（ローカル SDGs）の創造を加速させることを目的に、環境省ローカル SDGs の趣旨や目的に賛同した地域、団体の申請に基づき登録する制度であり、地域と企業の連携によるローカル SDGs 事業の創発や地域循環共生圏に関する情報提供や登録地域・企業同士の学びあいやネットワーク形成を促す。

【参考】 環境省ホームページ 地域循環共生圏実践地域一覧

<http://chiikijunkan.env.go.jp/tsunagaru/#tsunagaru-syoukai>

【重層的支援体制整備事業との連携の具体例】

鳥獣被害が深刻化する自治体において、里山を保全する取組として、障害者・生活困窮者が薪割りの活動に参加し、さらに薪ストーブの開発や薪木の販売、木くずを使った着火剤の製造などの活動を展開している。地域課題である「里山保全」と「障害者・生活困窮者の社会参加に向けた支援」とのマッチングを実施した事例。



4. 重層的支援体制整備事業との連携

（１）相談支援

ア 包括的相談支援事業・多機関協働事業

重層的支援体制整備事業においては、市町村全体の支援関係機関が相互に

連携し、本人や世帯に寄り添い、伴走支援する体制を構築していくことが重要となる。従来の支援体制では対応が難しい複雑化・複合化した事例に（※１）については、本人同意を得た上で多機関協働事業者（※２）に本人を紹介し、課題の解きほぐしや、包括的相談支援事業者（※３）をはじめとする支援関係機関間の役割分担を図ることにより、適切な支援を行うこととしている。

（※１）支援に関する課題以外の他分野の課題も抱えているが、

- ・ どの支援関係機関に情報提供すべきか適切に判断できない場合
- ・ 課題が複雑化しており、支援関係機関間の役割分担が必要な場合などが想定される。

（※２）重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第 106 条の 4 第 4 項の規定により、同条第 2 項第 5 号に掲げる多機関協働事業の委託を受けている事業者（市町村が自ら実施している場合は当該市町村）

（※３）重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第 106 条の 4 第 4 項の規定により、同条第 2 項第 1 号に掲げる以下の事業の委託を受けている事業者（市町村がこれらの事業を自ら実施している場合は当該市町村）

- ・ 地域包括支援センターの運営（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 45 第 3 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事業）
- ・ 障害者相談支援事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 77 条第 1 項第 3 号に掲げる事業）
- ・ 利用者支援事業（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条第 1 号に掲げる事業）
- ・ 自立相談支援事業（生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 3 条第 2 項各号に掲げる事業）

イ 重層的支援会議・支援会議

重層的支援体制整備事業の実施に当たっては、支援関係機関が連携して支援を行うため、多機関協働事業者の呼びかけにより重層的支援会議（※）を開催し、複雑化・複合化した課題を抱える地域住民に対する支援を行うために必要な情報共有を行うとともに、支援関係機関間の役割分担を示した支援プランの適切性や支援プラン終結時の評価、社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討等を行うこととしている。

なお、情報共有に関して本人同意のない場合は、支援関係機関間で情報共有等の連携を図るため、法第 106 条の 6 第 1 項に規定する支援会議を開催することとしている。この支援会議においては、同条第 3 項及び第 4 項において必要な情報の授受等を規定していること、同条第 5 項において構成員等に

対する守秘義務を規定していることから、本人同意の有無に関わらず、関係者間で支援に必要な情報共有等が可能とされている。

重層的支援会議及び支援会議の構成員については、市町村や多機関協働事業者が、地域の実情や本人の抱える課題に応じ、支援関係機関と調整の上決定していくこととなる。

なお、重層的支援会議・支援会議については、その目的や内容に応じて、開催頻度や開催方法が決定されることとなるが、市町村において、既存の会議体と組み合わせて開催することが可能な場合には、既存の会議体と時間を切り分ける等の工夫をした上で、効果的・効率的な開催に努めていただきたい。

また、市町村においては、重層的支援体制整備事業実施計画（以下、「計画」）の策定に当たって、地域が抱えている課題等について、関係部局や支援関係機関、地域住民等広く地域の関係者間での共有や分析を行うとともに、重層的支援体制整備事業の実施の理念や目指すべき方向性について共通認識の醸成を図ることが重要である。

（※）重層的支援体制整備事業を適切かつ円滑に実施するために開催される非法定の会議。複雑化・複合化した課題を抱える地域住民に対する支援を行うために必要な情報共有を行うほか、支援関係機関間の役割分担を示した支援プランの適切性や支援プラン終結時の評価、社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討等を行う。

ウ アウトリーチ等を通じた早期の支援

課題の深刻化を防ぐためには、自ら支援を求めることが難しい者や、課題に対する自覚がない者といった潜在的な相談者を把握し、早期に関わりを作り、アウトリーチ等を通じた支援をすることが重要である。

重層的支援体制整備事業においては、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（法第106条の4第2項第4号）として、長期のひきこもり状態にある者など支援の手が届いていない者に対して、本人との関係性の構築に向けた支援を行う事業を実施することとしている。

（2）参加支援事業

ア 参加支援の考え方

「1. 地域共生社会」の理念にもあるとおり、個人の自律を叶えるためには、「柔軟な社会参加の実現」に向けた参加支援が重要であり、包括的な支援体制の構築を進めるに当たって強化すべき機能である。

この参加支援は、本人や世帯が、地域や社会と関わり方を選択し、自らの役割を見出すために多様な接点を確保することを目的とした支援であり、既

存の事業としても、例えば、障害分野における就労継続支援B型事業や生活困窮分野における就労準備支援事業などが行われている。

イ 重層的支援体制整備事業における参加支援事業

市町村全体における包括的な支援体制の構築に向けて、重層的支援体制整備事業においては、多機関協働事業者において受け止めた方のうち、社会参加を進めるに当たって既存の事業では対応できない狭間の個別ニーズのある方について、参加支援の機能で地域の社会資源を活用し、本人や世帯が社会と継続的につながる機能を強化するため、新たに参加支援事業（法第106条の4第2項第2号）を実施することとしている。この参加支援事業においては、本人のニーズや課題を丁寧に把握した上で、地域の社会資源との間のコーディネートやマッチングを行うとともに、新たな社会資源を開拓したり、既存の社会資源の働きを拡充したりすることにより、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューの充実を図ることとしている。

【連携の具体例】

重層的支援体制整備事業の参加支援事業受託事業者が、デザインの力を活用した様々な取組を行っている。その一つとして“気まま”で多様な働き方の実現をコンセプトとし、町内の工場のプラスチック廃材を使った商品（バッグなどの雑貨）を生産する工房を設け、一般就労に馴染めない人たちがものづくりの楽しさを感じながら無理のない範囲で働いている。その売り上げの一部は、困難を抱える子どもへの支援に回すことで、地域社会、環境、経済が持続可能な形で循環する「地域循環共生圏」の創造の一役も担っている。

【福祉の課題と環境の課題の連携事例】

概要・ポイント

- 地域住民の「気になる」・「やってみたいけど自信がない」という気持ちを後押し
- 地域で排出される廃材を活かす
- 雇用システムに馴染めない方と、働く場のマッチング
- 生産品をブランド化して売り出す

地域住民とともに考える場の設定

商品のロゴを作成

商品と商業施設への催事出店

プラスチック廃材



ウ 社会資源の共有

地域循環共生圏に関する施策は、地域や人々を一体としてとらえ、その中で連携や交流を深めていき相互に支えあう側面も有しており、住民の社会参加の促進が期待される。

なお、既存の福祉サービスを実施する事業所の中で受け入れを行う際の考え方については、「多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について(通知)」(令和3年3月31日付け子発0331第9号、社援発0331第15号、障発0331第11号、老発0331第4号厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知)を参照されたい。

(3) 地域づくり事業

重層的支援体制整備事業のうち、地域づくり事業(法第106条の4第2項第3号)においては、介護、障害、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業(※)の取組を活かしつつ、世帯や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取組のマッチング等により地域における多様な主体による取組のコーディネート等を行うこととしている。

具体的な事業内容として、多様な場や居場所の整備については、既存の地域づくりに関する事業を実施する拠点に関し、各制度の現行の基準等を引き続き満たした上で、地域の支援ニーズや各拠点の問題意識に合わせて、各制度では直接対象としていない者も含む全ての住民を対象とした地域における交流の場や居場所として積極的に活用するとともに、新たな場の確保として、例えば、多世代型のサロンや地域食堂、コミュニティカフェなど、世代や属性を限定しない交流の場や居場所を地域において創出することも可能である。これらの活動の推進に当たっては、地方創生事業等の他制度や民間企業の取組と連携するなど、創意工夫により地域の特性を活かしたものとすることが重要である。

また、活動や人のコーディネートについては、地域住民の創意や主体性を支えつつ、人と人、人と社会資源をつなぎ、顔の見える関係性や気かけ合う関係性を地域で創出することが重要であり、そのためには、地域の中で人や社会資源、情報をつなぎ、地域活動を支援するコーディネート機能の存在が重要である。

特に、地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業に取り組む活動団体等のコーディネーターと、地域づくり事業のコーディネーターとの連携・協働等により、新たな活動の創出に向けて取り組んでいただきたい。

(※) それぞれ以下の事業が対象となっている。

- ・地域介護予防活動支援事業(介護保険法第115条の45第1項第2号のう

- ち厚生労働大臣が定めるもの)
- ・生活支援体制整備事業（介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 5 号）
 - ・地域活動支援センター事業（障害者総合支援法第 77 条第 1 項第 9 号）
 - ・地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て支援法第 59 条第 9 号）
 - ・生活困窮者の共助の基盤づくり事業

5. 情報共有等に当たっての留意事項

本人を他の支援関係機関に紹介する場合や、他の支援関係機関とともに支援する場合など、相談の時点で聞き取った本人の状況や希望、必要と考えられる支援の内容等の個人情報の第三者提供に当たっては、本人に同意を得ることが基本となる。

また、本人との接触ができていない場合など、本人同意が得られない時点において、双方の機関で情報共有を行う場合には、守秘義務がかけられた支援会議の場等で行うこと。

なお、各地方公共団体において定める個人情報保護条例に則った対応が必要であることに留意するようお願いしたい。

<重層的支援体制整備事業>

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 地域共生社会推進室
03-5253-1111（内線2233）

<地域循環共生圏に関する取組>

環境省 大臣官房 環境計画課 地域循環共生圏推進室
03-3581-3351（内線5607）